

# 代表質問通告表

平成19年第2回沖縄県議会(定例会)

06月27日(水)

順位	時間	氏名(会派)	答弁を求める者
1	17分	平良 長政(護憲ネットワーク)	知事 関係部長等
質問		要旨	
1 知事の政治姿勢について			
(1) 知事就任後半年経過したが、御感想を伺いたい。			
(2) 尖閣視察延期について			
ア 3月13日の知事尖閣視察が当日になって「天候不良」を理由に延期された。その真の理由は何か。			
イ 延期理由は日中関係とは関係ない、「日を改めて早期に行きたい」と明言していたが、いまだに行かないのはなぜか。いつ行かれるのか。			
ウ 中国からの中止申し入れに対し、「僕は国際感覚に弱いから」との発言があつたが、知事が国際感覚に疎くては尖閣油田開発、故宮博物館所蔵の琉球文物展、那覇一北京便開設、那覇一上海便増設など前進できないのではないか。			
エ 知事のホームページ「ハイサイ仲井眞です」に中国・台湾からの中止要請については「外交官の“個人的意見”だったと思っている」と書いてあつたが、在日中国大使館が外務省に対し視察の中止申し入れをしているのは承知していかつたのか。			
(3) 知事の県防衛協会会长続投について			
ア 知事が那覇商工会議所会頭当時に務めていた兼職は50団体で、知事就任後48団体の役職はおりたが2団体だけ継続し、その一つが防衛協会会长である。なぜ辞任しなかったのか。			
イ 県議会2月定例会で辞任を示唆していたが、一転続投したのはなぜか。			
ウ 県防衛協会の目的の一つは自衛隊活動の支援である。最近、辺野古海域調査への海自導入や自衛隊の住民監視活動など県民とのトラブルが絶えないが、県民感情からいってこのようなときに自衛隊活動の支援に県知事が動くのは問題があるのではないか。会長を辞任すべきと思うがどうか。			
(4) 北部訓練場ヘリパッド移設問題について			
ア 「国立・国定公園の指定および管理運営に関する検討会」は3月9日、沖縄県のヤンバルについて、国立公園指定を検討するよう求める提言を環境省に提出した。環境省は「北部訓練場返還のタイミングまでに必要な準備を進める」と説明し、指定は返還が前提となることを明らかにした。検討会の提言についての県の見解を求める。			

イ 世界自然保護基金（WWF）ジャパンは6月14日、安倍首相、仲井眞知事らにヘリパッドの建設中止要請をした。その中止を求める声明文にある次のことについて県の見解を求める。

「IUCN（国際自然保護連合）の世界自然保護会議は、2000年（アンマン）と2004年（バンコク）の2度にわたり、ノグチゲラ・ヤンバルクイナとの生息地の保全を勧告した。日本政府に対しては、生物多様性と絶滅のおそれのある種の保全計画を作成すること、自然遺産への指名を検討すること、保護区の設置と保護の行動計画を作成すること、ヘリパッドに関するゼロ・オプション（造らない選択）を含む環境アセスメントを実施することを勧告し、アメリカ政府に対しては、米軍の環境管理基準をもとに野生生物保護の観点から日本政府と協議すること、日本政府の環境アセスメントに協力することを勧告している。日米両政府は、それぞれの政府が加盟しているIUCN（国際自然保護連合）の勧告に従い、軍用ヘリパッドを建設することではなく、野生生物の生息地を保護することに力を入れるべきである。」。

ウ 2月定例会での喜納昌春議員の質問に、知事は「高江の方にも行ってしっかり現場主義を実行してこいという御提案に対して、ぜひこの議会が終わりましたら早々に行ってみたいと考えております。」と答弁しております。知事は高江の住民との話し合いはされたようですが、ヘリパッド建設予定地を視察しなかったのはなぜですか。いつ視察しますか。

(5) 陸上自衛隊情報保全隊の国民監視についての知事の所見を求める。

(6) 教科書検定について

ア 沖縄戦とは何だったのか。沖縄戦の実相を知事はどうとらえていますか。

イ 沖縄戦における「集団自決」は日本軍の関与（命令・強制・誘導等）なしには起こり得なかつたと思いますが、どうですか。

ウ 文科省の今回の「集団自決」の記述の削除、修正についてどう考えていますか。

エ 県議会においては検定意見の撤回と記述の回復を求める意見書が全会一致採択されましたが、知事は政府に対してどのような行動をとられますか。

(7) 長崎市長射殺事件について

ア 加藤紘一事務所への放火事件や社民党福島党首への凶器による脅迫事件等、最近右翼による言論を暴力をもって封殺する許しがたい事件が相次ぐ中、市長選挙期間中に伊藤一長長崎市長が射殺された。野党の言い分を十分に聞くことなく問答無用で強行採決を繰り返す現政権の民主主義を否定する危ういやり方がこのような暴力を助長させてはいないだろうか。戦前は戦争反対を訴えるだけで「売国奴」のレッテルを張られ葬られた。知事の所見を求める。

(8) 松岡農水相の自殺について

ア 前代未聞の現職閣僚の自殺についての知事の所見を求める。

(9) 「消えた年金」、「宙に浮いた年金」等、今問題となっている年金問題についての知事の所見を求める。

2 日豪EPA交渉について

(1) 県の「食料自給率」と「地産地消」の考え方についてお伺いしたい。

(2) EPA交渉が成立し、農畜産物の関税が撤廃された場合の県経済への影響について

(3) 離島への影響について

- (4) オール沖縄で対応しなければ阻止できないと思うが、県の方針は。何か秘策はあるか。
- (5) 6月16日、1万人集会は大成功をおさめたが、第2弾として、知事が先頭に立つてJAなど関係団体とも調整をしながら、EPA反対の「10万人集会」を企画したらどうか。

3 長期ビジョン策定について

- (1) 二、三十年後を見据えた県の長期ビジョン（構想）の策定が必要と思うがどうか。
- (2) 県は来月早々にも「沖縄21世紀ビジョン懇話会」を立ち上げるとのことであるが、その概要について
- (3) 現在、国がつくる振興計画があるが、県のものはない。県独自の長期計画がないのは沖縄県だけと聞いているが、県の計画を策定すべきではないか。

4 与那国「国境交流特区」について

- (1) 「国境交流特区」について、県はどう考えていますか。県の支援はどうなっていますか。
- (2) 5月29日に与那国町の花蓮事務所が開設されたが、その意義等について県の所見をお聞かせください。

5 旭橋都市再開発事業について

同事業は6月6日の起工式を終え、地元企業主体で本格的に始動した。しかし、5月24日の一部新聞報道で懸案のA地区（バスターミナル部分）について県外企業であるゼクス社が那覇バスターミナルの全株を取得し、事業を主体的に進めるとの報道がなされ、県が那覇バスターミナル社に貸与している県有地の購入をも模索するとして質問します。

- (1) 現在の県有地は再開発事業予定地内にあり、県は財源難とはいえ安易に売却すべきではないと考えるがどうか。
- (2) 県も出資し指導監督している旭橋都市再開発株式会社は、今回の発注で沖縄の地元企業に十分配慮して進めている。ゼクス社にもその趣旨に賛同してもらえるか県も注視する必要があると考える。法定再開発であり、貴重な県税、市税を投入する上で県も強く指導する必要があると考えるがどうか。
- (3) 県はこれまで公共施設確保の観点から、バス会社各社が株主の主体であった那覇バスターミナルに県有地を安価で貸与してきている。バスターミナルの運営については、県は直接実態の把握、指導を強化すべきである。間違えてもディベロッパー、ファンドのマネーレースに県有地を供してはならないと考えるがどうか。

6 電線類地中化事業について

- (1) 国の「電線類地中化計画」はどうなっているか。
- (2) 全国及び沖縄の地中化率はどうなっているか。
- (3) 沖縄を電線類地中化事業のモデル地域に指定して傾斜的に予算を配分し（5年間で約3000億円と試算）、「全県電線類地中化」を実現すべきと思うがどうか。景観もよくなつて観光産業にもよく、台風被害も心配しないで済むのではないか。また、公共事業が減少している県建設業界にとっても活性化策となるのではないか。三方得する方である。

7 ホテルやゴルフ場の買収問題について

- (1) 最近、県内のホテルやゴルフ場が外資系企業や国内企業によって続々と買収されているようである。

- ア それぞれの実態について
- イ そのまま放置していいのか。問題点は何か。
- ウ 外資系の場合、労働条件はどうなっているか。

8 交通政策について

(1) 沖縄県総合交通体系基本計画について

- ア 02年に策定された同計画の施策推進はどのようになっていますか。鉄軌道やLRT導入も含めてお伺いします。
- イ モノレールの西原インターまでの延長はどうなっていますか。
- ウ 3路線5系統の基幹バスの導入を柱とする「バス網再構築計画」はどうなっていますか。
- エ 交通施設業におけるバリアフリー化の促進はどうなっていますか。

# 代表質問通告表

平成19年第2回沖縄県議会(定例会)

06月27日(水)

順位	時間	氏名(会派)	答弁を求める者
2	17分	渡嘉敷喜代子(護憲ネットワーク)	知事 関係部長等

## 質問要旨

### 1 基地問題について

#### (1) 宜野湾市長選について

- ア 4月22日に行われた宜野湾市長選で、伊波洋一市長が2期目を勝利した。その勝因を知事はどう分析するか。
- イ 伊波市長の見解は、「普天間飛行場がグアムに移転することは確実、辺野古はグアムから来る訓練のための新たな基地」としている。知事の見解を再度確認したい。
- ウ 普天間飛行場返還に関連して、見解の異なる伊波市長と今後どう連携していくのか、知事のお考えを伺いたい。

#### (2) 辺野古の事前調査について

- ア 県は、防衛施設庁の辺野古環境現況調査において、海上自衛隊母艦の「ぶんご」の出動連絡をいつ受けたのか、また、いかなる法的根拠と理解しているか伺いたい。「ぶんご」の役割、任務はどんなものか。
- イ 県は那覇防衛施設局から出された調査海域使用申請にどのような調査上の配慮義務を付して同意したのか。それはいつか。また配慮事項は守られているか伺う。
- ウ 今回の調査が強引に実施された結果、生きたサンゴが破壊損傷されたことについて、どう認識しているか見解を伺いたい。
- エ 事前調査の概要と目的は何か、伺う。

#### (3) 嘉手納基地の燃料漏れについて

- ア 県は燃料漏れから1週間も経過した6月1日に、那覇防衛施設局から口頭での連絡を受けたという。それ以降の関係部局の対応を伺う。
- イ ドラム缶100本分の燃料を4日間垂れ流し、ドラム缶43本分が回収不可能という。土壤汚染のみならず水源への汚染も懸念されて、県民の不安は尽きない。県の立ち入り調査も実施されてない、これでいいのか県の対応を問う。

#### (4) 米軍艦船の与那国寄港について

- ア 米艦船の寄港通知が海上保安庁から八重山支庁に来たという。どういうことなのか、手続上からすれば、外務省を通じてのものではないのか。県はどう受けとめているのか伺う。
- イ 我が会派(護憲ネット)の寄港中止申し入れに対し、県は単に“自粛してほしい”との見解だが、地位協定見直しを進める県として、緊急時以外の提供施設外の港湾施設寄港は拒否の意向のはずだ。親善目的の寄港は緊急ではない。港湾管理者の県は明確に反対すべきと思うが所見を伺いたい。
- ウ 今回の寄港を許すと、いつでも、どこでも、米軍の勝手気ままに使用されることになりかねない、県の認識を改めて問う。

#### (5) 米軍再編交付金(出来高払い)について

- ア 交付金が交付される条件や対象地域はどうなっているか。
- イ その金額をどう見込んでいるか。その期間はどうか、伺う。

- (6) 基地の跡利用対策について
- ア 2002年から国、県で行った「返還跡地利用に関する海外実態調査」は、これまでの施策にどう反映されたか、伺う。
  - イ また、米軍再編が大詰めの中、調査の結果をどう生かせると考えているか伺う。
  - ウ 毎年行ってきた調査に、本年度、県は実施しないとの報道があつたが、その理由は何か伺う。
- 2 憲法について
- (1) 安倍内閣は任期中に憲法を変えようとしているが、改憲する根拠がどこにあると知事は認識しているか、見解を伺う。
  - (2) 憲法は国民のものであり、憲法99条で縛られている首相がみずから改憲に言及するのは、立法院の長として問題と指摘されている。知事の見解を伺う。
  - (3) 改憲の是非を問う国民投票法が強行制定された。最低投票率も規定されない不備だらけの国民投票法を知事はどうに考えているか、伺う。
- 3 教育について
- (1) 教育三法について
    - ア 学校教育法の中に提示されている「愛国心」、「組織運営の強化」、「学校評価」が実施されたとき、学校現場の混乱は必至と考える。知事や教育長の見解を問う。
    - イ 教育免許法が10年更新になったとき、教師は萎縮し、教師間の人間関係もゆがみを生じかねない。場合によっては、教師志望が半減することも恐れます。教育長の所見を伺う。  - (2) ゆとり教育の見直しについて
    - ア 郷土の芸能や文化を子供たちが学習し、地域を巻き込んだ総合学習も定着したと思われる。果たして、ゆとり教育が学力低下につながっていると言えるのかどうか、県として検証しているのか伺いたい。  - (3) 学力テストについて
    - ア 43年ぶりに全国一斉学力テストが施行された。その背景は何なのか、教育長の見解を問う。
    - イ 県内の実施校数等その状況を伺う。
    - ウ 学力テストの公表によって、学校間、自治体間の競争が激化することが懸念される。各教育委員会や学校レベルの判断にゆだねるとされているが、県としての見解を問う。
    - エ 今回の学力テストに参加しなかった愛知県犬山市の見解として、「競争は眞の学力につながらない」としている。県内のアンケート調査でも、「テストのための授業が行われる気がする」との指摘がある。教育長の見解を問う。
    - オ 今回の学力テストに70億円の予算が投じられた。達成度テストの予算は幾らかかるか。眞の学力向上に資することに振り向けるべきとの意見がある。今何が求められているか、伺いたい。
- 4 カジノについて
- (1) 知事はカジノの合法化まで時間がかかるので、沖縄法の中に取り入れたい旨報道があった。2月議会での私への答弁では、あくまでも調査のための予算計上だつたはずです。やはり、カジノ導入ありきではありませんか。見解を求めます。

- (2) カジノ調査研究のための有識者会議のメンバーを公表できますか、伺います。
- (3) 例えば、仮に沖縄法でカジノを導入したとして、カジノが合法化された後、東京、大阪等の大都市にカジノが導入された場合の沖縄の状況を想像することができませんか。今の済州島のカジノの姿とは思いませんか。所見を伺います。

5 格差問題について

- (1) 本県における格差問題の特徴をどうとらえているのか伺いたい。
- (2) その改善のため県行政としてどのような取り組みを考えているのか伺いたい。

# 代表質問通告表

平成19年第2回沖縄県議会(定例会)

06月27日(水)

順位	時間	氏名(会派)	答弁を求める者		
3	23分	金城 勉(公明県民会議)	知事 関係部長等		
質問		要旨			
1 知事の政治姿勢について					
(1) 教科書問題について					
ア 今回の文部科学省や教科書検定委員会の行為は、沖縄県史に照らしてどう考えるか。					
イ 教科書の表現を修正前の表現に戻すべきだと思うがどうか。					
ウ 教育現場における沖縄戦の教え方について、これまでと今後に違いがあるか。					
エ 今後、こうしたことが起きないようにするために、教科書検定委員会に沖縄戦の聞き取り調査と沖縄戦研究者との共同研究を申し入れてはどうか。					
(2) 海上自衛隊の辺野古海域事前調査への投入についてどう考えるか。					
(3) 年金問題について					
ア 年金問題への県の関わりはどうか。					
イ 年金加入者への未払い、不払いの県内における実態はどうか。					
ウ 国民年金の県内の未加入者の状況はどうか。					
2 基地問題について					
(1) 普天間代替施設の進捗状況について					
ア 危険性除去のための3年閉鎖の目途はどうか。					
イ V字案の修正協議はどうか。					
ウ 環境アセスへの対応はどうするか。					
エ 嘉手納基地以南の返還計画はどうか。					
(2) 米軍基地返還跡地の開発計画について					
ア 基地返還跡地利用計画の策定をどのように図っていくのか。					
イ 県と各関係市町村との協議をどうするか。					
ウ 開発計画にあたって、財政支援や法的整備についてどのようなことが予想されるのか。					
エ 泡瀬ゴルフ場跡地の再開発計画についてどのように評価しているか。また県はどのように関わるのか。					
(3) 米軍再編推進法について					
ア この法律の成立をどう評価しているか。					
イ 在沖米軍基地の再編計画にどう影響するか。					
ウ 従来の基地周辺整備資金等との関係性はどうなるか。					
エ 沖縄の場合、補助率はどうなるか。					
(4) 嘉手納飛行場の騒音問題について、騒音測定値を御説明ください。					
(5) 爆音被害公平補償への対応について					
ア 国とのやりとりに関し、どのように取り組んできたのか。					

イ 今後、具体的にどのように取り組むか。

(6) 嘉手納基地燃料漏れについて

ア 今回の事故で、日米地位協定の問題点は何か。

イ 地下水への影響はどうか。

ウ 燃料漏れの原因究明と再発防止について、米軍の対応はどうか。

(7) 旧日本軍飛行場用地問題について

3 沖縄振興計画後期展望について

(1) 沖縄科学技術大学院大学の進捗状況について

ア 2009年度の開学目標は、予定どおり進んでいるか。

イ 周辺整備基本計画の進捗状況はどうか。

ウ 開學に合わせて、県内の小中高校生や大学生などに対し、どのような啓蒙活動がなされているか。

エ 研究成果としての知的財産を活用しようとする产学連携の動きはどうか。

オ 現在の研究施設のスタッフで県内出身者は何名か。

(2) インターナショナルスクールの設置計画について

(3) アジアゲートウェイ構想について

ア 県の提案がどのように反映されたのか。

イ また、沖縄振興計画終了後の「21世紀長期ビジョン」にどのように生かしていくのか。

(4) 那覇空港の拡張整備について

ア これまで那覇空港に関する住民参加型の総合的調査がP Iステップ1、P Iステップ2と行われてきましたが調査結果はどのように活用されていますか。

イ P Iステップ3の予定はどうか。

ウ 国土交通省との交渉の状況と今後の見通しについてどうか。

(5) 「21世紀沖縄長期ビジョン」について

ア 「沖縄21世紀ビジョン懇話会」の議論のあり方、スケジュールについて御説明ください。

イ 議論の成果をどのようにまとめ、活用していくのか。

(6) モノレール延長について、進捗状況はどうか。

(7) 沖縄県総合交通体系について

ア 計画策定から5年が経過し、行財政改革や地方分権の流れなど政府の施策や社会情勢も大きく変化していますが、計画内容の時代との整合性や実現可能性について御説明ください。

イ この「総合交通体系基本計画」について、陸上交通に関する「主要な施策展開」として具体的に提示されている項目の達成状況について御説明ください。

ウ 骨格的な公共交通システムとして、鉄道や路面電車などの軌道系交通システムの導入検討がうたわれていますが、どのように検討されているでしょうか。

エ 現在の車両台数と今後の予測はどうでしょうか。

4 観光振興について

- (1) 「御茶屋御殿」の復元について
  - (2) 国際映画祭の取り組みについて
  - (3) 国際アジア音楽祭の取り組みについて
  - (4) 日中お祭り IN 北京の取り組みについて
  - (5) 入港前入国審査の定期船への適用について
- 5 福祉保健部関連について
- (1) 健康長寿の問題について
    - ア 県民の平均寿命の低下の原因をどう分析しているか。
    - イ 「長寿県おきなわ」を取り戻すための対策はどうか。
    - ウ 県民への啓発をどうするか。
  - (2) 県障害者福祉対策について
    - ア 障害者自立支援法施行後の障害者の就職実績はどうか。
    - イ ジョブコーチなど相談支援員の体制はどうか。
    - ウ 障害者法定雇用率の県内企業の達成状況はどうか、また啓蒙活動はどうしているか。
    - エ 障害者の創業・起業の実績と支援制度はどうか。
    - オ 授産施設とハローワーク、養護学校などの連携、ネットワークの現状はどうか。
  - (3) がん対策基本法を受けて県の「がん対策推進条例」早期制定について
    - ア 「がん対策推進基本計画」の策定はどうか。
    - イ 「がん対策推進条例」の制定はどうか。
    - ウ がん対策拠点病院の指定件数は何件か、また今後の計画はどうか。
    - エ 手術、放射線療法、化学療法などのがん対策の専門的医療従事者の育成をどう取り組むか。
  - (4) 医師、看護師、助産師等の確保について
    - ア 抜本的対策をどのように講じるのか。
    - イ 県の努力だけでは間に合わない現実は何か。
    - ウ 国に対する法的整備など要請すべきことは何か。
  - (5) 女性専門外来設置について
  - (6) 介護支援施設の不祥事について
    - ア 県内において、事業所の取り消しなどの実態はどうか。
    - イ 利用者への影響やその後の対応はどうか。
    - ウ 県内の他の事業所で、同様の不祥事はどうか。
  - (7) 待機児童対策について
    - ア 待機児童数の実態、潜在的待機児童数について
    - イ 保育所受け入れの審査基準の透明性について
    - ウ 認可化促進の状況について

エ 認可外園への給食費助成の見通しについて

オ 認定子ども園について、条例制定後の変化はどうか。

## 6 教育委員会について

### (1) 特別支援教育の取り組み状況について

ア 各市町村での支援員の予算措置と配置状況はどうか。

イ 学校現場での各種障害への理解度はどうか、対応は十分か、また課題は何か。

ウ 特別支援学校の整備状況はどうか。（美咲養護、大平養護など）

エ 養護学校でのキャリア教育、卒業後の就職状況はどうか。

## 7 雇用問題（全国並み。待遇改善問題）

### (1) 沖縄県産業・雇用拡大県民運動（仮称）の取り組み

ア 県民意識の喚起をどうするか。

イ キャリア教育の充実をどうするか。

ウ ミスマッチの解消をどうするか。

エ 産業振興、企業誘致をどうするか。

オ 最低賃金についてどう考えるか。

### (2) 改正雇用対策法の成立について

ア 10月1日から求人広告での年齢条件が禁止された。これにより、県内の高齢者の雇用環境はどう変わるか。

## 8 環境問題について

### (1) 公共廻与最終処分場建設について

ア 管理型処分場の状況はどうか。

イ 3カ所に絞った理由は何か。

ウ 3市町との話し合い、見通しはどうか。

## 9 地球温暖化防止への取り組み（太陽光発電設置）

### (1) 我が県にとっての影響と対策はどうか。

### (2) 太陽光発電システムへの支援策はどうか。

### (3) 「環境配慮契約法」成立を受けて、県の対応はどうか。

### (4) 災害に強い堤防や道路等基盤整備、海岸侵食対策をどうするか。

### (5) エコスクールの推進をどう図るか。

## 10 離島振興について

### (1) 地上デジタル放送推進事業について

ア 先島全体への海底ケーブルの整備の見通しはどうか。

イ そのための費用負担をどのように解決するか。

ウ QABの取り扱いはどうか。

エ さらに、海底ケーブルがない南北大東島はどうするか。

## 11 農水関連について

### (1) 自立できる農業のあり方をどう育てるか。

(2) 沖縄ブランド品目の作り方、他府県との競争体制はどうか。

12 公安委員会について

(1) 犯罪被害者支援について

ア 県内での犯罪被害者の支援態勢はどうなっているか。

イ 県内での「犯罪被害者等給付金支給」の実績はどうか。

ウ 犯罪被害者へのアフターケア（相談窓口）の体制はどうか。

(2) 変死体解剖の実態について

ア 県内における検視体制はどうなっているか。

イ 県内における変死体の実態はどうか。

ウ 変死体の解剖率はどうか。

エ 今後の課題は何か。

# 代表質問通告表

平成19年第2回沖縄県議会(定例会)

06月27日(水)

順位	時間	氏名(会派)	答弁を求める者
4	19分	当山 全弘(社大・結連合)	知事 関係部長等
質問要旨			
1 知事の政治姿勢について			
(1) キャンプ・シュワブ沿岸における「事前調査」への海上自衛艦の投入について			
ア	今回の海上自衛隊投入を「事前調査」を安全に円滑に実施するためだと日本政府は主張しているが、投入の根拠は何か。		
イ	普天間飛行場移設先周辺での現況調査に関連して海上自衛隊の艦船が関与した。銃剣とブルドーザーで土地接収された過去の再来で「軍」の威圧だとする声が相次いだ。知事の所見を伺う。		
ウ	海自投入は基地建設に反対し環境保全を訴える市民に対する国家権力の威圧ではなかったのか。知事の「銃口を向けることを連想させる」という言葉とは裏腹に調査機器が設置された。また、環境団体からはサンゴに詳しい業者ではなく、自衛隊員が作業に入ったためサンゴに損傷を与えたと指摘されているが、作業方法は適切だったのか所見を伺う。		
エ	阻止行動を行う市民に国が行う事業への反対派というレッテルを張り、一般市民とは異なる者として扱う。海自投入を札幌雪祭りへの自衛隊の参加と同等なものとし「威圧」にはならないと海自投入の正当性を安倍首相は主張しているが、知事の所見を伺う。		
オ	沖縄のジュゴンを守るべきである「事前調査」や「環境アセス」が基地建設を進めるための道具にすりかえられていくような気がする。日本は環境先進国として国際的に位置づけられている。今回の調査は信用と威信にかかる重要な問題と思う。知事の認識と対応を伺う。		
(2) 米掃海艇寄港について			
ア	寄港の目的を「友好親善」と「乗組員の休養」「物資の補給」を兼ねた通常訪問としている。米軍はいざというときの港の使い勝手を実際に入港して試しているということではないのか。まさに有事に備えての事前調査ではないのか、所見を伺う。		
イ	石垣、与那国島の港湾は県管理となっている。寄港通知に対しどのように対応したか。台湾海峡への備えであり、軍港化にしてはならない。対応を伺う。		
ウ	与那国町が反対し県が自肅要請しても日米地位協定第5条で寄港が認められている。政府は米側の要請に対し、与那国町や県の意を酌み、寄港の自肅要請と再考を促すべきだと思う。県の対応を伺う。		
(3) 辺野古V字案について			
ア	普天間飛行場の「3年以内の閉鎖状態」や代替施設滑走路の沖合移動を求めることも公約に掲げた。普天間協議が難航し政府はいまだに答えを出していない。進捗状況を伺う。		
イ	政府は県との交渉停滞をしり目に政府案で移設作業を進めている。知事は事前調査と位置づけて実施する海域調査に同意している。この海域調査への同意は現行のV字型案を認めないとしている公約に反していないか所見を伺う。		
(4) 年金納付記録不備問題について			

- ア 1997年1月に政府、社会保険庁が10けたの基礎年金番号を導入し、それまで国民年金・厚生年金・共済年金とばらばらだった年金番号を一つに統一する際に、氏名、生年月日、性別、住所などが一致しないなどといって、それ以後5000万件もの処理を放置してきた。さらに、1954年までに厚生年金から出た人で社会保険庁のコンピュータに入力されていない年金記録が1430万件もあることが明らかになった。知事の所見を伺う。
- イ 年金は老後の生活資金を保証するとして国が年金制度を発足した。高い保険料を払ってきたが、保険料の管理をいいかげんにし、納付記録もわからなくし、記録がないから年金を払えませんということは許されるものではない。年金受給者の権利を奪ってはいけない。万全の救済措置を講ずるべきである。知事の所見を伺う。
- ウ もともと出発時点で年金台帳は手書きだった。それをマイクロフィルムに撮影し1985年ごろから全国オンライン化のため入力していった。漢字のデータに仮名で入力していった。その際に膨大な入力ミスが生じた。原因の多くは信じがたい社保庁のミスのせいだ。保存記録を徹底して調査し実害をこうむる人が出ないよう社保庁は全力を尽くす責任があると思う。沖縄県の実態はどうか知事の所見を伺う。
- 2 米軍基地関係について
- (1) 米海軍嘉手納基地内で発生したジェット燃料漏れ事故について
- ア 米空軍が5月25日、嘉手納基地内でジェット燃料漏れを起こした。燃料は4日間にわたって流れ続けた。県への報告はいつだったか、経過と対応について伺う。
- イ 嘉手納基地内に所在する井戸から地下水を取水して北谷浄水場に送水し、中南部7市町村への水道を賄っている。県企業局の対応について伺う。
- ウ 土壤汚染はどうなっているか。水質調査はどうなっているか。基地外への流出防止はどうか、基地内への立入調査の結果について伺う。
- エ 米軍再編閣議決定から1年が経過したことについて  
沖縄米軍基地の負担軽減を目指すために米軍再編協議がなされた。しかし、基地機能の本島北部への集約による新たな基地被害、普天間代替施設のオスプレイ配備、V字型滑走路の双方向使用など懸念材料がある。キャンプ・ハンセンや嘉手納基地では自衛隊、米軍との共同使用や在沖海兵隊の8000人削減は地元が検証できる仕組みになっていない。進捗状況を伺う。
- 3 教育行政について
- (1) 文科省の高校歴史教科書検定における沖縄戦の「集団自決」に日本軍が関与したこととする記述が削除されたことについて  
3月30日公表された高校教科書検定結果で、沖縄戦における「集団自決」に関する記述について「沖縄戦の実態について誤解するおそれのある表現」として日本軍による命令、強制、強要、誘導等の表現を削除、修正するよう指示していたことが明らかになった。その検定意見により、日本軍という主語が消され「集団自決」とは「住民がみずから勝手に死んだ」とも読める教科書が全国の子供たちに渡ろうとしている。文科省の高校歴史教科書検定で沖縄戦の「集団自決」に日本軍が関与したこととする記述が削除、修正された。沖縄戦の記述をめぐっては「集団自決」が教科書記述として定着してきた。沖縄戦の書きかえは絶対に許さない。記述撤回を要求するため63団体が県民広場に結集し、6・9沖縄戦の歴史歪曲を許さない沖縄県民大会が開催され、大会決議が採択された。よって以下の質問をします。

- ア 沖縄戦における「集団自決」が「軍による強制命令等」によって引き起こされたことは否定できない事実である。その事実がゆがめられることは悲惨な地上戦を体験し、多くの犠牲を強いられた沖縄県民にとって到底容認できるものではない。知事の所見を伺う。
- イ 第3次家永教科書裁判における最高裁判決は「集団自決」の原因については日本軍の存在とその誘導等「みずから選んだ集団自決と表現したり美化することは適切ではない」と明確に示している。このような経過から「集団自決」が教科書記述として定着してきた。知事、教育長の所見を伺う。
- ウ 戦後62年が経過した今なお証言し続けている戦争体験者の叫びを無視し、裁判の原告の主張のみを一方的に取り上げることは体験者を愚弄するばかりかこれまでの研究の成果である「県史」や「市町村史」の沖縄戦の調査を否定する何ものでもない。知事の所見を伺う。
- エ 文科省が教科用図書検定調査審議会に調査意見書を提出している。知事は事実確認を指示しているが、文科省による高校歴史教科書検定で同省が沖縄戦の集団自決への日本軍関与を示す記述の削除を求めていたことが明らかになった。文科省主導と指摘されている。知事、教育長の所見を伺う。
- オ 市民団体「虹の会」が高校生に「生徒会を通じて」修正指示撤回を求める文科省への署名を呼びかけた。これに対し県教育長が県立の全高校に生徒会の署名状況を確認するため、その調査票を送っていたことが明らかになった。その経過と対応について伺う。

#### 4 産業廃棄物最終処分場について

##### (1) 県の産廃処分場の建設計画について

- ア 県の産業廃棄物最終処分場の現状と将来計画はどうなっているか。また、公共関与事業推進会議の選定作業の内容と経過についてはどうか。3候補地の選定基準は何か。候補予定地は反対意見が多いと思うが、どのように集約し、どのようなスケジュールで建設を進めるのか説明を求める。

#### 5 福祉行政について

##### (1) 県内のコムスン事業所の実態と県の対応について

- ア 訪問介護最大手の「コムスン」が虚偽の申請で事業所指定を不正に取得していたとして介護保険法に基づき全国にある同社の介護事業所の8割に当たる1600カ所について指定を打ち切り、新たな事業所の指定もしないよう厚労省は決定した。県内事業所の処分状況、利用者への影響と対応について伺う。

